

ソフトバンク株式会社との事業連携協定の締結について

1 協定の名称

出雲市とソフトバンク株式会社との事業連携協定

2 協定の相手方

ソフトバンク株式会社

3 協定の目的

出雲市とソフトバンク株式会社がそれぞれの持つ物的・人的・知的資源を有効活用し、緊密に連携して取組等を行うことにより、最先端技術を活用した社会課題解決を図ることを目的とする。

4 協定事項

- (1) AI を活用した観光・交通および住民生活の課題の解決に関する事項
- (2) 先端技術を活用した地域防災の課題の解決に関する事項
- (3) 庁内 DX の推進と DX 人材の育成に関する事項
- (4) その他 双方が必要と認める項目

5 締結日

令和8年(2026)2月20日

6 協定の有効期間

締結日から1年間

ただし、申出がない場合は1年間延長する。以後も同様とする。

7 協定事項の取組について

(1) AI を活用した観光・交通および住民生活の課題の解決に関する事項

【実証事業】

センシング技術、AI 解析を利用したリアルタイムデータの取得と活用

(手法) AI 解析ができるカメラにより、人や自動車の流れをデータ分析し、混雑状況等をリアルタイムで把握し、周知する方法を検討

(取組) 観光地の電柱等に AI カメラを設置し、観光客にとって有益なリアルタイム情報を発信することで、観光客の行動変容を促し、混雑を減らして滞在中の周遊時間を創出する取組から開始

(目標) 将来的に、他分野へ展開し、まちづくりへ活かす

(2) 先端技術を活用した地域防災の課題の解決に関する事項

【実証事業】

衛星データおよび AI を活用した地表面の状態監視

(手法) 衛星から取得する地表面のデータと位置情報を誤差数 cm 単位で測位するセンサーのデータを解析し、地表面の微小な変化を検知する。さらにこれら複数の観測データを AI により統合的に分析し、早期避難や対策に繋げるための予測を行う

(取組) 地滑り検知方法の確立や従来手法との比較、史跡等の状態を遠隔で感知する取組から開始

(目標) 将来的に、地滑り危険箇所の予知につなげ防災力向上へ活かす

(3) 庁内 DX の推進と DX 人材育成に関する事項

・行政実務における生成 AI の活用

・DX 人材育成に向けた取組

(取組) 「地域活性化起業人制度」を活用した高度人材派遣による推進

- | | |
|-------|---|
| ①職名 | 地域活性化 AI プランナー |
| ②派遣人数 | 1 名 |
| ③任期 | 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| ④勤務形態 | 毎月の勤務日数を対象期間として、開庁日の半分以上を市内にて業務に従事する。 |
| ⑤給与 | 給与及び賞与は、ソフトバンク株の定める給与基準により、直接支給される。 |
| ⑥負担金 | 本市は 7 0 0 万円を上限として、ソフトバンク株に支払う。 |
| ⑦業務内容 | ア 庁内のデジタル人材育成に向けた支援
イ 庁内の生成 AI 利活用に向けた支援
ウ 庁内外のデジタル導入における支援
エ その他行政施策の推進に資する取組 |

(目標) 全職員が生成 AI を業務に利活用できる

(4) その他双方が必要と認める項目

- ・今後の展開に応じて協議

実証事業における自治体と企業との役割分担

自治体：実証フィールドの提供、地域関係者との調整など人的協力

企業：実証事業の検討及び実施

両者：実証事業における協議、ノウハウの共有

官民連携実証事業の自治体のメリット

- ・自治体の費用負担を抑え、課題解決方法の検討や実証ができる
- ・本格導入する際に、実際のメリットデメリットを理解して判断できる
- ・実証環境をそのまま活用できる場合、初期導入費の軽減が見込める

8 参考

地域活性化起業人制度について

【制度概要】

三大都市圏に所在する企業等と地方圏の地方自治体が、協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組

【財政措置】

受入れ期間中に要する経費を特別交付税措置（令和7年度措置額：上限590万円）

出雲市とソフトバンク株式会社との事業連携協定書

出雲市（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれの持つ物的・人的・知的資源を有効活用し、緊密に連携して取組等を行うことにより、最先端技術を活用した社会課題解決を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について協力する。

- （1）AIを活用した観光・交通および住民生活の課題の解決に関する事項
- （2）先端技術を活用した地域防災の課題の解決に関する事項
- （3）庁内DXの推進とDX人材の育成に関する事項
- （4）その他双方が必要と認める項目

（秘密保持）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく連携、協力において得られた情報を、第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、協定期間中、協定期間終了後を問わず、相互の事前承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

（反社会的勢力の排除による解除）

第4条 甲と乙は、相手方が次の各号のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また、自己の債務の履行提供をせずに、直ちに本協定の全部または一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

- （1）現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
 - 1 暴力団
 - 2 暴力団員
 - 3 暴力団準構成員
 - 4 暴力団関係企業
 - 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - 6 その他1から5までに準ずるもの
- （2）現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力及びこれと密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次のいずれかに該当する関係を有しないこと。
 - 1 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - 2 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - 3 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - 4 その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- （3）自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。
 - 1 暴力的な要求行為

- 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- 5 その他1から4までに準ずる行為

(有効期間)

第5条 本協定の有効期限は、令和9年2月20日までとする。ただし、有効期限が満了する日の属する月の前月の末日までに甲と乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(疑義の処理)

第6条 本協定に関して疑義が発生した場合には、甲と乙は誠実に協議を行う。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名して、各1通を保有するものとする。

令和8年2月20日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市長 飯塚 俊之

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮川 潤一